

京都府立木津高等学校いじめ防止基本方針（平成30年度改訂）

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものである。

京都府立木津高等学校では、生徒一人一人の尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、京都府教育委員会の指導の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都府立木津高等学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

2 いじめ対策委員会の設置

法第22条に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応を行う。

（1）組織の構成

副校長1名、生徒指導部長、1～3学年部長、人権教育担当、保健部長、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者。ただし、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされていると疑いがあると認められる、その事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合は、校長、副校長、事務長を構成員に加える。

（2）組織の役割

- ア 基本方針に基づく具体的な取組の実施・検証・修正の中核を担う。
- イ 生徒・保護者からのいじめの相談体制を確立する。
- ウ いじめの疑いや生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録の共有を行う。また、高等学校入学以前の間関係が原因となりいじめを引き起こすことがないよう、関係中学校等と必要な連携を行う。
- エ いじめを受けている（疑いに係る情報があった）時は、指導方針を決定し、適切かつ迅速に、関係生徒への対応（事実関係の聴取・指導や支援、保護者との連携等）を行うための中核となる。
- オ 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかを協議する。
- カ 基本方針の策定及び見直し、いじめ防止等の取組について、計画、実施、検証・評価・改善を行う。

3 いじめの防止

法第15条に基づき、本校における道徳教育等の充実を図り、いじめの防止を推進する。

- (1) 豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- (2) 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (3) 生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (4) 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を育む。
- (5) 総合的な学習の時間及び人権学習における人権尊重の意識を高める取組や自己存在感を味わえる人間関係を育む取組を行う。
- (6) 生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するためにいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等の取組を推進する。
- (7) 保護者、地域住民やその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する活動で自主的に行うものを支援する。
- (8) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教員・警察官経験者等いじめの防止等のための専門的知識を有する者との連携を図る取組を推進する。
- (9) 教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、計画的に啓発を行い、資質の向上に必要な研修を実施する。

4 いじめの早期発見のための措置

法第16条1項に基づき、本校におけるいじめの早期発見の措置を講じる。

- (1) 京都府立高等学校のいじめ調査を定期的実施する。
アンケート調査と個別の聴き取り調査を実施する。
年間2回実施し、必要と判断した場合は、3回目を実施する。(時期：6月、11月、必要な場合は2月にも実施)
- (2) 生徒面談、教育相談の実施、保護者との連携等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) いじめは、気づきにくい形態で進行することが多いことを踏まえ、常に生徒を見守り、信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう努め、得られた情報を共有する。

5 相談体制の整備

法第16条3項に基づき、本校におけるいじめの相談体制（生徒、保護者、教職員がいじめに係る相談を行うことのできる体制）を整備する。いじめを受けた生徒の教育を受ける権利等を擁護する。

- (1) 校内相談窓口の設置
いじめ対策委員会による生徒・保護者の相談・通報の窓口の設置（代表副校長、連絡先 0774-72-0031）
- (2) 校内教育相談体制の整備
スクールカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングと心のケア
- (3) 相談機関等の情報提供
ア 京都府総合教育センター ふれあい・すこやかテレフォン
連絡先：075-612-3268/3301 0773-43-0390
イ 京都府総合教育センター メール教育相談
URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/m/soudan.htm>

ウ ネットいじめ通報サイト

URL <http://www.kyoto-be.ne.jp/gakkyou/netijime.htm>

エ 京都府警察本部（少年サポートセンター） ヤングテレフォン

連絡先：075-551-7500

オ 京都府警察本部（少年サポートセンター） メール相談

URL <http://www.pref.kyoto.jp/fukei/>

(4) 学校をまたがるいじめ等については、関係学校と連携を図る。

6 インターネットやスマートフォン等を通じて行われるいじめに対する対策の推進法第19条に基づき、インターネットやスマートフォン等を通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットやスマートフォン等を通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を行う。

(1) インターネットやスマートフォン等を通じていじめが行われた場合は、必要に応じて京都地方法務局の協力を求めながら、直ちに削除する措置をとる。

(2) インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、必要に応じて所管警察署に通報し、適切に対応を求める。

(3) インターネット上の不適切な書き込み（中傷表現や個人情報への書き込み）等を発見するため、業者委託によるネット監視を行う。

7 いじめに対する措置

法第23条に基づき、本校でいじめが疑われる場合には適切な対応を行う。

(1) いじめを発見又はいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会で情報共有し、今後の対応について検討する。

ア いじめを発見又はいじめの通報を受けたときの対応

- ・生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに共感的態度で内容を聴く。

- ・いじめを発見又はいじめの通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有する。

- ・いじめ対策委員会が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒の保護者に連絡するとともに、京都府教育委員会に報告する。

- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめの事実を確認した場合は、被害生徒の生命・身体の尊重を第一に考え、徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

ア いじめられた生徒又は保護者への支援

- ・いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。また、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な心のケアなどの支援を行う。

- ・保護者の不安や怒りについては、誠実に対応し、信頼関係を構築する。

イ いじめた生徒への指導又は保護者への助言

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かすおそれがあることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求める。

- ウ いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。
- (3) いじめ事象の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

8 その他

(1) 基本的な考え方

- ア いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるものである。このことを踏まえ、すべての生徒の尊厳が守られ、「いじめは決して許されない」との認識のもと、いじめの未然防止に取り組む。
- イ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ウ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

※ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(2) 教職員の資質能力向上

- ア いじめの防止等に係る校内研修を実施する。
- イ 京都府総合教育センターにおける専門研修（人権教育・教育相談・生徒指導・特別支援教育の領域等）を積極的に受講する。

(3) 保護者、地域等との連携

- ア 学校評議員をはじめとして、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めるための連携・協働
- イ ホームページ等における基本方針及び取組の積極的発信

9 重大事態への対処

法第28条第1項及び第2項に基づき、重大事態に対処し、同種の事態の防止に資するため、質問票による調査の実施等、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするため調査を実施する。

(1) 調査の実施

法第28条第1項に定める重大事態が発生した場合は、直ちに京都府教育委員会に報告し、調査を実施する主体等を協議する。学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

(2) 情報の提供

学校で行う調査の状況については、必要に応じていじめを受けた生徒及びその保護者に対して適切に情報を提供する。

(3) 調査の結果

調査の結果は、「いじめ対策委員会」で協議し、校長主導の下、教職員全員の共通理解を図るとともに京都府教育委員会に報告する。

(4) 再発の防止

調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な取組を進める。